

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

児童相談所が令和 2 年度から順次特別区に設置されること及び同所における業務の特殊性を踏まえ、同所の業務に従事する職員の人材を確保する観点から、当該職員に対して特殊勤務手当のうち福祉現業手当について、次のとおり支給する。

2 改正内容

手当名	支給形態	支給額	対象業務
福祉現業手当 （一時保護業務）	日額	1,470円	児童福祉法に基づく児童の一時保護の業務
福祉現業手当 （児童相談所業務）		490円	児童福祉法に基づく家庭訪問、指導、相談等の業務（一時保護業務を除く。）

他自治体の児童相談所に派遣されている職員も対象とする。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日